

# 北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第720号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)

5

2016

平成28年  
5月10日発行

## INDEX

印刷燦燦	3
平成28年度第1回理事会	4
平成28年度第1回経営者研修会案内	5
労働安全衛生法改正の概要	6~8
平成28年度税制改正の概要	9・10
グリーンプリンティング認定制度説明会案内	11
第29回北海道印刷関連業協議会ゴルフ大会案内	11
業界のうごき	11
新規加入賛助会員紹介	11

《表紙》昭和神山 [支笏洞爺国立公園] 有珠郡壮瞥町 (5月)

北海道印刷工業組合

〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目1036番地  
TEL.011-562-6070/FAX.011-562-6072



古紙100%再生紙



この印刷物は、CSRに  
取り組む印刷会社が製作  
した印刷物です。

P-00023

# 印刷 燦 燦

## ホリエモン

来年7月、第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会が開催される。

『何とかなるでしょう』といった、いつもの安易な気持ちで引き受け、旭川市からの補助金も何とかなりそうな言葉をいただき、また、記念講演も地元の大学の先生に狙いを定め、地域振興の一助にしたいと思っていました。それこそ『何とかなるでしょう』といった具合です。

二年前に、副理事長をやらないかとの打診を受けました。「身の程知らず」とのご意見も承知の上で、旭川およびその周辺地域の印刷業界にとって多少なりともプラスになるのではないだろうか、という思いから引き受けました。もちろん、例の『何とかなるでしょう』根性が働いているのは間違いありません。

而して、狙いは的中しました（と思っています）。情報量が桁違いに増え、何とか旭川地域に還元していますが、東京まで行くことになるとは想定外でした（京都まで行きました）。そして、これらの一つひとつが、結局、旭川大会につながっているとは、この時の私に分かるはずもありません。

昨年7月、全印工連の「組織・共済委員会」が旭川にて開催され、その折、黒澤委員長を自宅に迎え、旭川では1ヵ所しか卸していない、手切りのラム肉と枝で完熟した朝もぎトマトを振る舞いました。前もって、「東京の人には決して経験できないことを体験してもらおう」と大見得を切っていたからです。期待通り、『おいしい、おいしい、』と言っていたが、ホッとしたところですが、そのあと、付近を散策したところ、私も初めてでしたが、ヒグマのウン■、少し古いものと直前ではないにしろ、そこそ新しいもの、二つを発見し、「新体験」のダメ押しとなりました。

本年3月に上京し、その際、黒澤委員長に旭川大会記念講演講師としてホリエモンをお願いしました。昨年10月の全印工連60周年記念講演で、「実は、大日本印刷でアルバイトをしたことがある」と切り出したホリエモンの何か正直な講演は私には心地よく聞こえたからです。来年、旭川大会に参加される道内印刷業の方々や旭川地域の皆さんにも是非聞いてほしいと思います。

旭川での総会（兼決起集会）を終えた後、いよいよ有意義な旭川大会とするべく知恵を結集致します。たくさんの方々に参加いただきますよう期待申し上げます。

北海道印刷工業組合副理事長・旭川支部長 **井田多加夫**

株式会社井田印刷工房 代表取締役

# 平成28年度通常総会提出議案を審議

## 平成28年度第1回理事会開催

平成28年度第1回理事会が、4月21日午後1時30分から札幌市中央区のエイト会館で全道から理事14人と監事2人が出席して開催され、平成27年度決算、平成28年度事業計画（案）、同収支予算（案）などを審議し、平成28年度通常総会の開催日時、会場、提出議案を決定した。

理事会は、板倉理事長の開会あいさつに続き、定数報告が行われ、理事長を議長に議事に入った。

(1)平成27年度事業報告については、概況、組織の状況、諸会議の開催状況、実施事業について説明された。

(2)平成27年度決算（案）については、平成28年3月期の財産目録、貸借対照表、損益計算書、予決算対比表、剰余金処分案について説明され、4月19日に会計監査が行われ、決算内容・会計処理は適正である旨の監査報告書をいただいたことが報告され、平成27年度決算（案）を承認した。

平成27年度決算額は、収入総額が23,212,061円、純利益金額が691,533円となり、平成27年度末の正味資産は12,943,459円となった。

剰余金処分案は、前期繰越剰余金6,904,926円に当期純利益金額691,533円を加えた7,596,459円から定款規定による特別積立金70,000円を処分額として、7,526,459円を次期繰越剰余金とすることにした。

また、本部・支部合算の貸借対照表・損益計算書について承認した。

(3)平成28年度事業計画（案）については、基本方針とそれに伴う「組織の拡大」、「広報活動の強化」、「未来を創る業界運動の展開」、「『印刷の月』行事の取り組み」、「共済事業への加入促進」、「福利厚生事業の実施」、「組織・財政状況の検討」、「第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の開催準備」、「組合創立80周年誌編纂の準備」を柱とした事業に取り組むことを承認した。

(4)平成28年度収支予算（案）については、組合員名簿の作製、組合事務所の移転等を伴うことから平成27年度決算額を4,417,939円増額した27,630,000円を計上することを承認した。

(5)平成28年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）については、売上自主申告の20ランク制として、当月分賦課金を当月末までに所属支部の指定口座に払い込むことを承認した。

(6)第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）については、1社

12,000円として、所属支部の指定する期日まで所属支部の指定口座に払い込むことが承認された。

(7)理事の報酬（案）については、専務理事報酬限度額を原案どおり承認した。

(8)平成28年度借入金の最高限度額（案）については、運転資金として500万円とすることを承認した。

(9)任期満了による役員の変更（案）については、総会において理事16人、監事2人の改選を指名推選の方法で行うことを提案することを決定した。

(10)組合員との取引については、組合員との取引内規に基づき、「北海道の印刷」の印刷業務を株式会社正文舎に発注することを決定した。

(11)新規加入賛助会員の承認については、4社の加入を承認した。

株式会社光文堂北海道営業所

株式会社フカミヤ

株式会社モリサワ札幌営業所

リコージャパン株式会社北海道支社

(12)平成28年度通常総会の開催及び提出議案については、5月20日（金）午後2時30分からガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19番地TKP札幌ビル）で開催し、午後4時30分から懇親会（会費3,000円）を開催することを決定した。

提出議案は、①平成27年度事業報告について、②平成27年度決算（案）について、監査報告、③平成28年度事業計画（案）について、④平成28年度収支予算（案）について、⑤平成28年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）について、⑥第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）について、⑦理事の報酬（案）について、⑧平成28年度借入金の最高限度額（案）について、⑨任期満了による役員の変更についてを提出することを決定した。

(13)平成28年度全道合同委員会については、7月8日（金）午後1時からガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19番地）で上期北海道地区印刷協議会と併せて開催することとした。

また、当日は、経営者研修会を「業績をゼット向上させる『人事評価』～中小印刷企業のための人事評価制度～」をテーマに開催することとした。

# 平成28年度第1回経営者研修会のご案内

人事評価制度をもたなければブラック企業と呼ばれる時代が来る

北海道印刷工業組合は、平成28年度第1回経営者研修会を開催する。

人事評価制度は大企業のものと思われがちだが、中小・小規模企業においても人事評価制度を導入したことにより、大きく業績の向上が図られた事例が最近多くに見られるようになってきている。

どの会社にも、代わりのいない優秀な社員が全社員数の1割はいるといわれている。事業の根幹を担い、現場を牽引する社員に辞められては、会社にとって大打撃になる。なぜ優秀な社員が辞めてしまうのか、その解決のヒントに人事評価制度の運用がある。仕事の評価を単なる査定で終わらせることなく、評価制度を正しく運用していくことが社員のモチベーションを上げ、定着率を向上させる。

人事評価制度を正しく運用することが最強の人材育成・マネジメントツールの構築に繋がり、業績向上へ導くための好循環を作る。企業の人材確保と業績アップを根底からサポートするのが、これからの人事評価制度である。

そこで、中小・小規模企業の人事評価制度の構築にいち早く取り組み、数多くの中小・小規模企業の人事評価制度の構築・運用を手掛け、特に中小・小規模印刷会社20数社の人事評価制度の構築・運用の実績がある株式会社あしたのチームに、中小・小規模印刷企業としての業績を向上させるための人事評価制度を解説いただく。

1. 日 時 平成28年7月8日(金) 13:00~14:45
2. 会 場 ガーデンシティ札幌駅前（札幌市中央区北2条西2丁目19番地 TKP札幌ビル 電話011-252-3165）
3. テー マ 「業績をゼツタイ向上させる『人事評価』」 ～中小印刷企業のための人事評価制度～
4. 講 師 株式会社あしたのチーム取締役営業本部長 渡邊健太氏
5. 受 講 料 無料
6. 主な内容 ①人事関連の時代背景 ⑤あしたの人事評価ときのうの人事評価  
②中小企業になぜ目標と成果が必要なのか ⑥人事評価による好循環  
③企業防衛策としての人事評価制度 ⑦限られた給与資源の適正な配分  
④人事評価制度を運用する目的と効果 ⑧印刷業の導入事例
7. 申込方法 受講申込書（必要事項をご記入の上、FAX011-562-6072へ送る。）  
受講申込書は、北海道印刷工業組合ホームページに掲載している。
8. 申込期日 平成28年6月25日(土)

# 労働災害を防止するための リスクアセスメントが義務化

労働安全衛生法改正 本年6月1日施行

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」の「化学物質に関するリスクアセスメントの実施義務化」が本年6月1日から施行される。

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について  
 ①事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられた。  
 ②譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられた。

〈リスクアセスメントとは〉

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

〈対象となる事業場は〉

業種、事業場規模に関わらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となる。

〈リスクアセスメントの実施義務の対象物質〉

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうかを確認する。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である640物質。640物質は次のサイトで公開している。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSDFND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSDFND.aspx)

## ステップ1

### 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに則して危険性または有害性を特定する。

〈危険有害性クラス区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き〉

GHSでは物理・化学的危険性や健康および環境への有害性がある物質を、有害性ごとに分類し9の区分を設定し、対応するピクトグラムを指定している。

【炎】		可燃性／引火ガス・引火性液体・可燃性固体 自己反応性化学品など
【円上の炎】		支燃性／酸化性ガス・酸化性液体・固体
【爆弾の爆発】		爆発物・自己反応性化学品・有機過酸化物
【腐食性】		金属腐食性物質・皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性
【ガスボンベ】		高圧ガス
【どくろ】		急性毒性（区分1～3）
【感嘆符】		急性毒性（区分4）・皮膚刺激性（区分2） 眼刺激性（区分2A）・皮膚感受性 特定標的臓器毒性（区分3）など
【環境】		水性環境有毒性
【健康有害性】		呼吸器感受性・生殖細胞変異原性・発がん性 生殖毒性・特定標的臓器毒性（区分1,2） 吸引性呼吸器有害性

〈GHS国連勧告に基づくSDSの記載項目〉

1	化学品および会社情報
2	危険有害性の要約（GHS分類）
3	組成および成分情報（CAS番号、化学名、含有量など）
4	応急措置
5	火災時の措置
6	漏出時の措置
7	取扱いおよび保管上の注意
8	ばく露防止および保護措置（ばく露限界値、保護具など）
9	物理的および化学的性質（引火点、蒸気圧など）
10	安定性および反応性
11	有害性情報（LD <sub>50</sub> 値、IARC区分など）
12	環境影響情報
13	廃棄上の注意
14	輸送上の注意
15	適用法令（安衛法、化管法、消防法など）
16	その他の情報

**ステップ2  
リスクの見積り**

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行う。（危険性についてはアとウに限る）

**ア.対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）と、危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法**

具体的には以下のような方法がある。

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り振られた表を使用してリスクを見積もる方法
数 値 化 法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）などを用いてリスクを見積もる方法
災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

**イ.労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度など）とこの対象物の有害性を考慮する方法**

具体的には以下のような方法がある。  
このうち実測値による方法が望ましい。

実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における化学物質などの気中濃度を、その化学物質などのばく露限界と比較する方法
使用量などから推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの気中濃度を推定し、その化学物質のばく露限界と比較する方法
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などへの労働者のばく露程度とこの化学物質などによる有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

**ウ.その他、アまたはイに準じる方法**

危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがある。

- ①特別則（労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則）の対象物質（特定化学物質、有機溶剤など）については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- ②安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法

### ステップ3

#### リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討する。

◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要がある。

◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討する。

ア.危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減

イ.化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

ウ.作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策

エ.化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用

### ステップ4

#### リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努める。死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施する。リスク低減措置の実施後に改めてリスクを見積もる。

リスク低減措置の実施には、例として次のようなものがある。

◆危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。

◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。

◆衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋を付ける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーションを付ける。

◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

◆発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

◆防毒マスクや防じんマスクを使用する。

### ステップ5

#### リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に通知する。

##### ①周知事項

①対象物の名称

②対象業務の内容

③リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）

④実施するリスク低減措置の内容

②周知の方法は、次のいずれかによる。SDSを労働者に周知する方法と同様。

①作業場に常時掲示、または備え付け

②書面を労働者の交付

③電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置

③安衛法第59条第1項に基づく雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において上記の周知事項を含めるものとする。

④リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存して置く。

北海道印刷工業組合は、「リスクアセスメント実施に向けた化学物質対策セミナー」を7月13日 13:30から、かでの2・7で開催します。

# 平成28年度税制改正の概要

平成28年度税制改正の法人税関係の主な内容を紹介します。

## 1 法人税率の引き下げ

**法** 人税の税率（現行23.9%）が平成28年度から23.4%、平成30年度から23.2%に引き下げられる。併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため、法人実行税率は次のとおりとなる。

	現行	改正案	
		平成28年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 <small>※28年度までは地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の課税標準</small>	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実行税率	32.11%	29.97%	29.74%

**適用時期** 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

## 2 減価償却制度の見直し

建物付属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化される。

また、鉱業用減価償却資産（建物、建物付属設備、構築物に限る）については、定額法または生産高比例法との選択制になる。

なお、リース期間定額法、取替法等は存続される。

**適用時期** 平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備、構築物、鉱業用の建物の償却について適用される。

## 3 欠損金の繰越控除制度等の見直し

平成27年度税制改正で見直された中小法人等を除いた法人の青色欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点からさらなる見直しを実施し次のとおりとされる。

		現 行	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控 除 限 度 割 合	改正前	65%	65%	50%	50%
	改正後	—	60%	55%	50%
繰 越 期 間	改正前	9年	9年	10年	10年
	改正後	—	9年	9年	10年

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限および更正の請求期間を10年とする適用事業年度は、それぞれ平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされる。

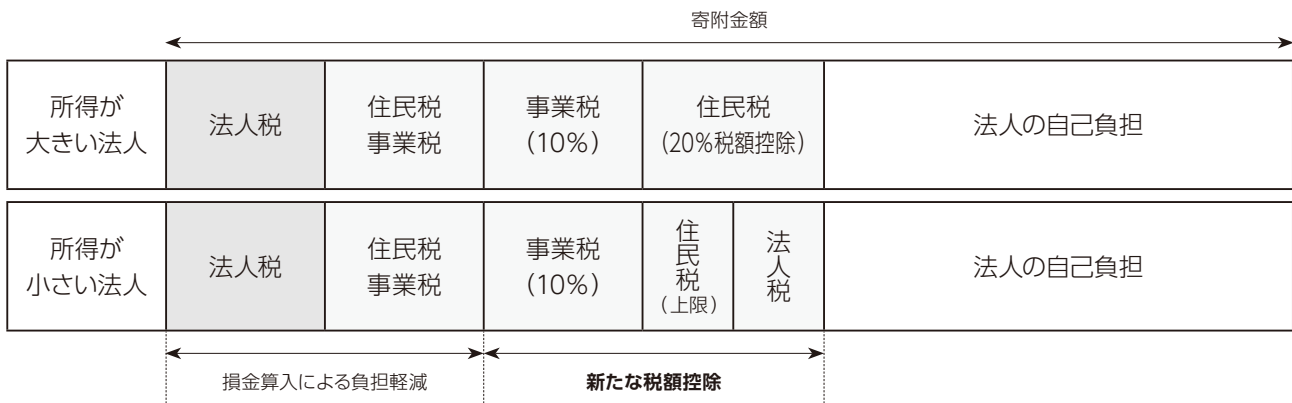
**適用時期** 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。



#### 4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体への寄附について、約3割の負担が軽減される現行の損金措置に加え、①法人事業税で寄附金額の10%（上限：税額の20%。ただし、平成29年度以降は15%）、②法人住民税で寄附金額の20%（同20%）、③法人税（同5%）では、②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうち、いずれか少ない金額が税額控除される。

対象は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業（国が認定）に対して法人が行った寄附で、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外となる。



**適用時期** 改正地域再生法の施行日から平成32年3月31日までに支出した寄附に適用される。

#### 5 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長される。

また、交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金算入できる措置（大法人も適用可）も適用期限が延長される。

中小法人の場合は、選択適用が可。

**適用時期** いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長される。

#### 6 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が2年延長される。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができる。

**適用時期** 平成30年3月31日の取得等まで適用期限が延長される。

# グリーンプリンティング認定制度説明会のご案内

一般社団法人日本印刷産業連合会と北海道印刷工業組合は共催で「グリーンプリンティング認定制度説明会」を開催する。

一般社団法人日本印刷産業連合会は、環境問題に対する社会的要求が高まり、印刷産業も環境に配慮した製品作りが求められていることから、平成13年に印刷産業界の業界自主基準「オフセット印刷サービスグリーン基準」を制定した。

グリーンプリンティング認定制度（略称：GP認定制度）は、同基準を達成した工場・事業所を認定し、環境経営に積極的な印刷関連企業として推奨すると

もに同基準に適合した印刷製品にグリーンプリンティングマーク（GPマーク）を表示することにより、環境に配慮した印刷製品の普及を図っている。

現在、全国で352工場・事業所が認定を受けており、国等の環境物品等の調達に関する基本方針にも同基準が盛り込まれている。

そこで、このグリーンプリンティング認定制度を理解いただくための説明会を下記により開催する。

1. 日 時 平成28年6月28日(火)  
第1部 13:00~14:15 GP制度の概要説明会  
第2部 14:30~17:00 更新申請を中心とした申請方法説明会
2. 会 場 エイト会館（札幌市中央区南8条西6丁目1036番地 電話011-562-6070）
3. 講 師 GP認定審査員 小野里憲氏 「GP制度の概要説明会」  
GP認定審査員 須田治樹氏 「申請および更新説明会」

## 第29回北海道印刷関連業協議会ゴルフ大会のご案内

第29回北海道印刷関連業協議会ゴルフ大会が開催される。

このゴルフ大会は、印刷関連業界のさらなる協調・連帯・親睦の輪を広げるため開催されており、今年で29回目となる。開催要領は次のとおり。

日 時	平成28年7月28日(木) 12:36スタート	コ ー ス	滝のカントリークラブ東・西コース
会 費	5,000円	プレイ費	8,500円（ロッカーフィ含）
申 込 先	各所属団体または北海道印刷関連業協議会（TEL011-562-6070）		

### 業 界 の う ご き

▶富士フイルムグローバルグラフィックスシステムズ(株)北海道支店長に竹中知久氏

富士フイルムグローバルグラフィックスシステムズ株式会社北海道支店（札幌市中央区大通西6丁目1番地 富士フイルム札幌ビル）は、このたび、和気章浩支店長が退職し、新しく支店長に竹中知久氏が就任した。

### 新 規 加 入 賛 助 会 員 紹 介

会社名	代表者	住 所	電 話	FAX	加入日
株式会社光文堂 北海道営業所	伊藤 隆 則	〒064-0805 札幌市中央区南5条西14丁目4番20号 ひふみビル	011-551-8506	011-551-8508	平成28年4月1日
株式会社フカミヤ	沼崎 晃 輝	〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2番地	011-231-7147	011-271-4787	平成28年4月1日
株式会社モリサワ 札幌営業所	伊藤 法 夫	〒001-0010 札幌市北区北10条西2丁目6番地 サウスシティ	011-700-0112	011-700-0113	平成28年4月1日
リコージャパン株式会社 北海道支社	小野 雅 史	〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目8番1号 札幌北ビル	011-700-5505	011-700-5532	平成28年4月1日